

第一百九十回

参議院財政金融委員会議録第十一号

平成二十八年五月十日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動
四月二十六日

辞任

井上 義行君
井原 巧君

山谷えり子君
中川 雅治君

補欠選任

磯崎 哲史君
森本 真治君

補欠選任

五月一日
辞任
森本 真治君

補欠選任

高橋 克法君
岡田 阿達

補欠選任

大塚 耕平君
前川 清成君

補欠選任

岩城 光英君
岡田 直樹君

補欠選任

大塚 耕平君
長浜 博行君

補欠選任

白 真勲君
堀内 恒夫君

補欠選任

柳田 郁君
大塚 耕平君

補欠選任

柳田 郁君
田城 博行君

補欠選任

大塚 耕平君
前川 清成君

補欠選任

大塚 耕平君
長浜 博行君

補欠選任

白 真勲君
堀内 恒夫君

補欠選任

柳田 郁君
大塚 耕平君

補欠選任

柳田 郁君
田城 博行君

補欠選任

大塚 耕平君
長浜 博行君

補欠選任

白 真勲君
堀内 恒夫君

補欠選任

柳田 郁君
大塚 耕平君

補欠選任

柳田 郁君
田城 博行君

補欠選任

柳田 郁君
前川 清成君

補欠選任

柳田 郁君
大塚 耕平君

補欠選任

柳田 郁君
西田 實仁君

補欠選任

出席者は左のとおり。

委員長

理事

大家 敏志君

事務局側
政府参考人

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

その中で、今回の国際協力銀行法の改正というのもこの方針の下にある意味ありますと、JB-I-Cのリスクマネーの供給を拡大するということで特別勘定をつくっていくといった内容の改正を行なう予定になっています。その中で、特にこの戦略会議の中で、質の高いインフラパートナーシップと称して、単なるインフラを輸出するんじゃなくて、日本の質の高さというのを強調したインフラの輸出を目指しているわけですから、この質の高さなんですねけれども、ちょっと意味を是非確認したいと思います。

そもそも誰にとつて質が高いというふうに考えていらっしゃるんでしょうか。よろしくお願ひします。

○副大臣(坂井学君) 質の高いインフラについてお尋ねでございまして、幾つか要素を挙げさせていただきたいと思います。

補修費用まで含めた、維持管理コストまで含めたライフサイクルコストで見た経済性、それから安全性、また自然災害等に対する強靱性、社会環境基準への配慮、そしてまた何より地元への貢献ですね、それができたということで、どれだけ貢献ができたか、特に人材育成とかノウハウの移転などといった要素を持つインフラということで考えております。

○石田昌宏君 ありがとうございます。

非常に大事な観点だと思いますし、確かにその観点で世界各国から日本のインフラ輸出はある意味期待されているといった面はあると思いますが、逆にそこにこだわり過ぎることのリスクというのもあるんじゃないかなというふうに思っています。

結局、質が高いと我々が思っていても、相手国が買わないこれは輸出にならないわけなんですけれども、どちらかというと、質が高いものを買ってくれというのは、いわゆる経済ですとプロダクト・アウトみたいな発想に近い感じがするんです。もちろんこれが悪いとは言いませんけれども、

あわせてマーケット・イン、つまりやつぱり買いたい人が何を求めているかに合わせた提供をしていかないと、結果的に買ってもらわないところの三兆円という莫大な金額は達成できないわけですから、むしろ、値段が高いけれども質がいいんだという話ではなくて、周りの国と同じ価格で提供できるんだけれどもより周りよりはいいよという、こういった観点をもつともつと明確に打ち出していくことがとても大事だというふうに思います。この視点は是非柔軟に対応していただきたいと思いますが、これは意見として言わせてもらいましたけれども、

質問に入ります。

この新しくできるJB-ICの特別勘定なんですが、これ全体としては收支相償原則は維持しつつも、個別案件の範囲では償還確定性の要件を免除、ある意味マイナスが出てしまって仕方がないという、こういった考え方方に変えるということである意味リスクを取つていくわけですね。

JB-ICがある意味金融機関として、信用リスクの計量化というふうに言うんだと思うんですけども、これをしっかりとやっていかないと、リスク取るだけだといけないわけですから、この辺が求められるになります。言つてみたら、ビジネス感覚をしっかりと持ちなさいというふうに置き換えてもいいのかもしれません。

ただ、こういった与信のビジネスがしっかりと成り立つためには、大数の法則というふうに言うと思うんですねけれども、ある意味借り手がたくさんいて、例えば一万人借り手がいて、その中で何人かは駄目かもしれないという、ある程度、確率ですから、数の要素がなければある意味この与信のビジネスは成り立たないのが普通で、それが原則だと思います。したがって、相当な数を貸し出しますからリスクが取れるんだという原理なはずなんですねけれども、これが本当に成り立っているの千八百億円程度ではなくか大数の法則が成立するようなインフラ投資ができるかどうか若干不

調べてみると、例えば二〇一五年度、一番直近のデータですと、年間二十一件しかないんですね。二十一件をある意味大数の法則の対象になるかといふと、ちょっとこれ数が少な過ぎるように思いますが、これでよくリスク管理できるなという感じをします。しかも、一件の平均が、これ見ると二十一件で総額が三千六十六億円ですから、一件平均が百四十六億円もあるんです。巨大な塊をしていくことがとても大事だというふうに思いました。この視点は是非柔軟に対応していただきたいと思いますが、これは意見として言わせてもらいましたけれども、

意味たくさん、大数ですからたくさんのが案件をこれから増やしていくべきいいんですけれども、ある意味三十兆円を出すという意味でそれはそれでいいのかもしれませんけど、どうしても一件単価が高いんですね。百億、二百億とか、そういう大手の案件をやるといふ意味でそれをやるという意味でそれはそれでいいのかもしれませんけど、どうしても一件単価が高いんですから、そのためには相当な予算を用意するか、それとも一個一個の案件を小さくするか、どうかしかないと私は思っています。ただ、インフラ案件ですから、一件一件の案件を小さくするというわけになかなかないので、逆に相当な予算を用意して相当な件数を稼がないとやはり大数の法則が成り立たないので与信ができないということになると思います。

そういった点で、二〇二〇年に三十兆というのはある意味いいわけですけれども、それに対するJB-ICの予算を調べてみると、二〇一六年度のこの勘定に関する予算では、JB-ICに対しても三百三十億円を出資し、それにJB-IC自身が一千五百億円を追加して、合計千八百三十億円がこのインフラ投資の勘定の原資になるわけです。もちろんレバレッジを効かせたりとか民間の投資を集めたりしてもっと金額を大きくするにせよ、この千八百億円程度ではなくか大数の法則が成り立つようなインフラ投資ができるかどうか若干不

感の違ひみたいなところにつきまして財務省の御見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) 今御指摘のあつておりますと、特別業務勘定の資本金の一千万三十億であります。これでよくリスク管理できるなという感じをします。しかし、一件の平均が、これ見ると五百で、年間支出が三百三十、合計一千八百三十なんですが、実績ベースでこれまで見ましても、資金と借入金の借入れの比率は大体一対五・五ぐらの比率でこれまでもやつてきてますので、今回の特別業務勘定において将来必要となります。資本金の水準について、今後特別業務の勘定で取り上げる案件の積み上がりなどによりますので、現時点で一概にこれがどういうことを申し上げることは困難ですが、いずれにいたしましても、JB-ICは、財務の健全性というものを維持しつつ、日本企業の海外展開を積極的に展開できるというようにしておくために、特別業務における資本はこれは勘定としては十分なもので確保するよう努めてまいらねばならぬと思つておりますが、これまで今のところ十分なものだと我々としては考えております。

○石田昌宏君 時間ですので、一言だけ。

ちゃんとしたりリスクテークが取れるような案件と、それから、やつぱり規模というのを考えてこれからもしっかりと運用していただきたいというふうに思います。

○大久保勉君 おはようございます。民進党の大久保勉です。

まず、麻生財務大臣に質問したいと思いますが、四月二十九日、米財務省は半期ごとの為替報告書を公表し、為替政策の監視国リストに日本を指定しています。これは、アベノミクスが円安誘導政策ということで監視国リスト入りしたという理解で

よろしいんでしょうか。

○國務大臣(麻生太郎君) 先月の二十九日の日にこの監視リストが出されたという、えらい騒ぎになつたような話を聞きますが、これは別に今回初めて出したわけではありません、御存じのとおりに。

したがいまして、この監視リストが日本に含まれたことは承知をしておりますが、この監視リストの位置付けということで申し上げさせていただければ、御存じのよう、これは対米黒字の貿易赤字がいわゆる二百億ドル以上とか、それから経常収支がGDP比で三・〇%以上とか、それから

為替の介入額がGDP比で二%以上とかいうようなものを決めて、データの基準値というものを設けて機械的に評価した結果にすぎませんので、これによつて米国が日本の為替政策を不当と考えているとか、アメリカが日本に対して何らかの行動を探るといったことは意味するものではないと理解をいたしておりますので、日本の為替政策といふものが制約されるものではないと考えております。

この評価手法によれば、例えば第二次安倍内閣が発足いたします以前の二〇一〇年の数字を見ましても、この監視リストの基準を満たしております。したがいまして、アベノミクスに伴う円安が、原因で監視リストの基準を満たすようになったとの認識は当たらないと考えております。

いずれにいたしましても、日本は、過去のG20で既に合意されておりますとおり、通貨の競争的な切下げを回避するということや、また競争力のために為替レートというものを目標とはしないということについてはコミットいたしておりますので、こうした目的の下で、長期にわたって為替を操作するということはこれまでもしておりませんりません。

○大久保勉君 大臣の言葉で今回が最初じゃないということをお聞きしました。でしたら、前回は

いつだつたんでしょう。参考人の方で誰か分かつたら教えてください。

○國務大臣(麻生太郎君) 今ちょっと資料があります。

○大久保勉君 了解です。大臣の答弁の中にそういった言葉がありましたので、例えば、もう十年ぶりにリストに入つたら相当インパクトがありますし、一年前入ついて一年ぶりだつたらそれはど影響がありませんから、重要性に関して知りたいもので、もし分かつたら後ででも教えてください。

ここにに関して、次に、昨日、決算委員会で小川勝也民進党の委員の方から質問して、同じような質問がありました。それに対して麻生大臣は、監視国リストに入つたことに関しては制約を受けないと、先ほどとほぼ同じような答弁です。ただし、だから介入の用意があると。でも逆に、数年までしたら、八十円から百二十円までどんどん円安になりました。当然、百五円から百二十円まであつという間に上がつた、そのときには介入の用意がなかつたわけですよね。どうしてこのときだけ、つまり百二十円から百五円、現段階で介入の用意があるんですか。

○大久保勉君 よく分からんんですよね。百二十円から百五円でしたらかなり急激な為替の変動

前でしたら、八十円から百二十円までどんぐん円安になりました。当然、百五円から百二十円まであつという間に上がつた、そのときには介入の用意がなかつたわけですよね。どうしてこのときだけ、つまり百二十円から百五円、現段階で介入の用意があるんですか。

すよね。当然介入の用意があるということは相当積極的なんですね。ということは、今の為替水準が当然介入の用意に値するということですか。

○國務大臣(麻生太郎君) このところ連休の前からずっと一日に二円とか、二日で一円とか五円と

いろいろな形で急激に変化をして、その流れが百二十円から百五円までかなり急激な勢いで一方的に偏ってきておるというような感じがいたして

おりますので、私どもとしては更にこの方向が進んでいくということは断固止めねばならぬと思つておりましたので、そのような発言を申し上げたところであります。

○大久保勉君 よく分からんんですよね。百二十円から百五円でしたらかなり急激な為替の変動

前でしたら、八十円から百二十円までどんぐん円安になりました。当然、百五円から百二十円まであつという間に上がつた、そのときには介入の用意がなかつたわけですよね。どうしてこのときだけ、つまり百二十円から百五円、現段階で介入の用意があるんですか。

導型ということで、百二十円から百五円、円高に行つた場合にちょっと無視できないと、こういつたニユアンスは私は感じますが、これ以上大臣に統きました。国際協力銀行法の法案に關して質問したいと思いますが、こちらは財務省の参考人に質問したいと思います。

○政府参考人(門間大吉君) 新興国の経済発展等のどのような目的で設置されたんでしょうか。

○政府参考人(門間大吉君) 新興国の経済発展等を背景としまして、今後世界全体での膨大なインフラ需要が見込まれます中、技術力や信頼性など重要なと考えます。

日本企業の質の面での強みを生かしながら、質量共に十分なインフラ投資を提供していくことが、新興国はもとより日本経済の成長のためにも重要であると考えます。

こうした考え方方に従いまして、日本企業の海外インフラ事業を金融面からもできる限り支援する、そうした目的で、JBICの業務として、海外インフラ事業向けに投融資を行います特別業務を追加し、当該特別業務については、より積極的なリスクテークを促す観点から、案件ごとの償還確実性原則を免除するとともに、一般業務とは別途勘定を設けて区分経理をする等の内容を盛り込みました本改正案を提出したものでござります。

門間局長に次の質問をしたいと思いますが、特別勘定に関することは海外インフラ業務を強化するということで、まあかなりリスクも取れるといふことなんですが、それでしたら本当に十分なリスクが取れるか、この観点から質問したいと思います。

特に、インフラ輸出といいまして、具体的に想像できますのが、新幹線をアメリカに輸出しよるとか、新幹線を例えばタイとか若しくは東南アジアの各国、場合によつては、これは賛否両論あります、原子力発電設備を輸出する場合に金を付ける、若しくは資源開発、こういったものに関しては相当金額が大きいと思います。例えば、新

幹線でしたら二兆円を優に超える可能性がありますし、また、リスクの取り方も、場合によつてはJBICが極めてリスクが高い、いわゆるエクイティ、資本の分、若しくはメザン、こういったところに融資する必要があります。

その観点から確認しますと、特別勘定の資本金は僅か一千八百三十億円です。相当少ないような気がします。この観点に関して、どうして一千八百三十億円なんですか、少な過ぎませんか。

○政府参考人(門間大吉君) 特別勘定、今回法律で作らさせていただきまして、今後の案件の積み上がり状況を見ながら様々対応していきたいと思つておりますけれども、今回、産投特会から三百三十億円の出資いただき、JBICの自己資金の中から千五百億円を措置するということで、千八百三十億円ぐらいの資本金があるわけございますけれども、過去のJBICの資本金等々に比しまして大体七倍ぐらいの融資などをやつてございました。初年度といたしましては、こういった資本金で私も十分と考えて措置しておりますけれども、今後とも引き続き、案件の積み上がり等、状況を見ながら、JBICが適切なリスク管理を行なうが、十分なインフラ輸出支援ができますように注視していきたいと思つております。

○大久保勉君 ここでポイントとしましては、外から持ってきた資本は僅か三百三十億、産投勘定から持つてきましたと。さらに、今年度は小さく積み上げるかもしれないけど、更に増えた場合に増える可能性があると。ということは、来年から再来年、もしかしたら三百三十億以上の増資をするためには改めて法案改正の可能性があるということです。

○政府参考人(門間大吉君) お答え申し上げます。出資金の増額につきましては、法律事項ではなくて、予算措置で措置できることと考えております。

それから、これまでの一般勘定もございまして、

一般勘定と特別勘定は、先ほど申し上げましたように、一件ごとの償還確実性原則を外すかどうかというところのリスクの見立てでございまして、大規模な案件、例えば新幹線の案件でありまして、JBICも、十分な融資の実行が可能である、プロジェクトの実現性がかなり高いということであれば一般的勘定からの融資が可能でございます。現在のこと

で、今回法律を改正するんだけど、特別勘定の出資、外からの出資三百三十億円ですが、新たに予算措置で出資をしたとしても法律改正は要らないと、こういうことをおっしゃいましたが、それは法文のどこに書いてあるんです。

○政府参考人(門間大吉君) JBIC法の第四条でござりますけれども、第四条には、「政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。」という規定がござります。

○大久保勉君 ということは、その項目は、今回の法改正によらず、前からその項目があつたということですか。

○政府参考人(門間大吉君) そのとおりでございまます。

○大久保勉君 やつと合点がいきました。

今回、どうして交付国債を使っていないかといふことで非常に関心がありました。一応制度上、例えは来年の予算措置として、JBICのインフラ案件がどんどん伸びそうだといった場合には産投から五百億追加をすると、そのための予算措置を通常国会に出して、予算が成立した場合に金が来るなど、こういう理解でよろしいですか。

○政府参考人(門間大吉君) 制度的仕組みとして

は、来年、出資を増額するという予算が通れば可能だと思っております。

○大久保勉君 是非、特別勘定を作りましたら、しっかりと機能させて、出資の増額ができるくらいに頑張って貸出しを伸ばしてほしいと渡辺総裁にお願いしたいと思います。

と、いいますのは、最近、インドネシアにおける高速鉄道事業で日本が中国に負けたという案件がありました。これは麻生財務大臣に質問したいのですが、その負けた敗因としましては、金融の面でのリスク許容度が桁違いに少ない。円投を出そうとしていますが、相手国から考えたら、為替リスクのある円資金なんか要らない、ドル資金をくれと、それも金額が一桁大きい金額、金利が低いこと、こういったことを要求したとしました。たぶらくはJBIC以外は出せないと想います。た

だ、JBICは、この特別勘定がない段階では収支相償ですからリスクがあつてなかなか取れないと、こういった面で限界があつたのかなと思ってますが、大臣のお考えをお聞きしたいと思いまます。そこに対しても、まあお手並み拝見だと思つて見て、います。

○大久保勉君 いろいろな観点で説明がありましたが、恐らくインドネシアの高速鉄道案件というのは、インドネシア政府が保証しないということでしたら、いわゆる鉄道事業が稼働した場合にそこからの運賃収入でお金を返していくと、いわゆるプロジェクトファイナンスベースであります。そこに対して誰がお金を出すかといったら、一般的の金融機関が出せなかつた場合にいわゆる政府系金融機関が出ます。

○大久保勉君 そこに対しても、質問したかったのは、じゃ、今回の特別業務勘定で政府の保証なし、プロジェクトファイナンスベースで融資はできますか。もちろん案件によって違うと思いますが、政府保証がないものに関しては一切融資ができないという理解でよろしいでしょうか。これは、局長、お願ひします。

○大久保勉君 やつと合点がいきました。

今回、どうして交付国債を使っていないかといふことで非常に関心がありました。一応制度上、例えは来年の予算措置として、JBICのインフラ案件がどんどん伸びそうだといった場合には産投から五百億追加をすると、そのための予算措置を通常国会に出して、予算が成立した場合に金が来るなど、こういう理解でよろしいですか。

○政府参考人(門間大吉君) 制度的仕組みとして

したがいまして、日本としては、相手国との適切な、いわゆるリスクをシェアということをやつた上で、採算性の面でも、また何日までという工期の面でも実現の可能性というものを考えて、日本企業が取れるリスクというものをプロジェクトとしてしっかりと選別して、今後とも日本企業の海外支援とかそういう展開をやつていく上の海

外インフラの案件受注というものは目指していくべきものだと考えておりまして、こういった点から考えますと、私どもは、このインドネシアのものは、今でもまだ中国何もスタートしていないとべきものだと考えておりまして、こういった点から考えますと、私どもは、このインドネシアのものは、今でもまだ中国何もスタートしていないとべきものだと考えておりまして、こういった点から考えますと、私どもは、このインドネシアのものは、今でもまだ中国何もスタートしていないと

べきものだと考えておりまして、こういった点から考えますと、私どもは、このインドネシアのものは、今でもまだ中国何もスタートしていないと

べきものだと考えておりまして、こういった点から考えますと、私どもは、このインドネシアのものは、今でもまだ中国何もスタートしていないと

べきものだと考えておりまして、こういった点から考えますと、私どもは、このインドネシアのものは、今でもまだ中国何もスタートしていないと

べきものだと考えておりまして、こういった点から考えますと、私どもは、このインドネシアのものは、今でもまだ中国何もスタートしていないと

べきものだと考えておりまして、こういった点から考えますと、私どもは、このインドネシアのものは、今でもまだ中国何もスタートしていないと

べきものだと考えておりまして、こういった点から考えますと、私どもは、このインドネシアのものは、今でもまだ中国何もスタートしていないと

○大久保勉君 大臣の答弁と局長の答弁、若干ニュアンスが違いますが、局長の答弁を聞いて安心しました。

といいますのは、アメリカにおける新幹線事業、アメリカ政府若しくは州政府の保証がないと一切融資ができないということでしたら、案件として成り立たないと思います。もちろん、インドネシアの高速鉄道に関しましては様々なリスクがあります。カントリーリスクであつたり、若しくは本当に鉄道が建設できるか、こういったことを総合的に勘査して融資していくものだと思います。この辺りは、JBICがもし融資をするとしたら、専門性若しくは環境アセス等々非常に専門的な仕事がありますから、是非しっかりと日本国の旗を背負って金融事業をしっかりと支えてもらいたいと思います。今回、特別業務勘定をつくることによってより柔軟な融資ができるということです、私はこの点は評価しております。

次に質問したいのは、門間局長に質問したいんですが、JBIC、これまでの業務としましてはツーステップローンという業務を行つておきました。特にリーマン・ショック等でドルの資金調達がかなり日系企業にとって厳しい、こういった場合、日本のメガバンクもドル資金が調達うまくできない、こういった場合は外為特会の資金をJBICが一旦借りてJBICがメガバンクにお金を出し、さらにメガバンク等が日系企業に融資するということで何とか日本の企業さらにはサプライチェーンを支えてきたと、こういった実績があります。

このツーステップローン、たしか今年の六月で期限が来るということで、恐らくそれを再延長するかもしれない、こういった議論が必要であります。是非、この法案を審議してますから極めて重要な点ですから、局長、財務省の方針をお聞きしたいと思います。

○政府参考人(門間大吉君) 先生お尋ねのツーステップローンは、恐らく海外展開支援融資ファシ

リティーというものだと思います。現在、海外のMアンドA事業、中小企業者の海外展開事業につきまして銀行等を経由しましたツーステップローンにより支援を行つてございます。

承諾期限となつておりますけれども、これにつきまして今後延長するかどうかにつきましては、更に様々な市場の動向あるいはニーズなどを見ながら最終的に判断したいと思つております。

○大久保勉君 六月末ですかね。今は五月だから一ヶ月先の状況もコミットできないと。で、この法律を通せといふのはちょっと虫がいいんじゃないですか。一年先の延長だつたら分かります。国会に対し延長するかどうかはつきり表明せずにこの法律だけ通してくれよと、これは私は納得できません。答弁をお願いします。

○政府参考人(門間大吉君) 今回の、現在やつては、先ほど申し上げましたように、海外のMアンドA事業、それから中小企業者の海外展開事業、この事業につきましてツーステップローンを銀行経由で行つているものでござりますが、ここ

の延長あるいはこの中身をどういうふうに工夫するか等、更に各方面のニーズを見ながら最終的に判断していきたいと思ってござります。

○大久保勉君 役人らしいですね。ほとんど延長するのが決まっているけど、ここではコミットできないというふうにしか聞こえません。

例えば中小企業融資、MアンドAとか言つていますが、実際にこういったものが組成するために三か月、四か月掛かります。僅か一か月先のことがはつきり分からぬ、資金繰りもはつきりしきれないといふにしか聞こえません。

どうして今そいつた話をするかといいましたら、もちろんリーマン・ショックとは状況が違うかもしれません、昨年の秋以降、世界的に景気

が厳しくなり、中国ショックという話も出ています。ドル資金繰りがかなり厳しくなつております。スマップスプレッドにおいてジャパン・プレミアムが発生しています。一%発生しているんです。そういう状況をつぶさに見てしっかりとコミットしないと、一般企業の方は海外展開がなかなかできません。この辺りは是非これからしっかりと勉強してほしいということで、指摘だけしたいと思います。

次に、これに関連して麻生大臣に質問したいと思いますが、一度、麻生大臣には、麻生ボンドといふのをつくらうですかと、こういう質問をたしか二年ほど前の予算委員会で質問しました。どういうものかといいまして、ドル建ての日本国債、期間が例えば十年とか非常に長いもので、こういったものを麻生大臣のリーダーシップで出したらどうでしよう。

どういうことを言つているかといいまして、日本の金融機関、企業を中心に円はじゃぶじやぶあります、ドル資金が足りない、特に長期のドル資金が足りないということです。でしたら、日本が十年のドル債を、ユーロ市場若しくはユーロ建ての日本国債を発行したらどうでしようか

ということです。もちろん、日本国としては為替リスクを取ることはできません。ですから、十年のドル国債を発行したらメガバンクとカレンシー・スワップをし、今の状況でしたら、恐らく日本国内で国債を円建てで発行するよりももしかしたら

ます。ですが、実際にこういったものが組成するために三か月、四か月掛かります。僅か一か月先のことがはつきり分からぬ、資金繰りもはつきりしきれないといふにしか聞こえません。

○大久保勉君 この答弁の内容は、一二、三年前に議論したときとほとんど一緒です。

円資金の調達は十分であるか、それはお隣に雨宮理事事がいらっしゃいますが、日銀が八十兆円国債を買つていてから十分に国債のファイナンスができますが、もし日銀が国債の購入をやめた場合にはもしかしたら国債市場がかなり暴落する可能性があります。そのためには資金調達ができるなくて資金繰りでデフォルトを起こす、こういったことがならないよういろいろな通貨で発行する準備をしておいたらどうでしようかと。こういった、

○國務大臣(麻生太郎君) 今、私の記憶では、世界で自国の通貨だけで国債を発行している国は、日本、アメリカ、イギリス、スイス、四か国、それ以外は全部外債だと思いますが、日本はその四つのうちの一つだと思つております。

今それができます最大の理由は、外貨建て国債の発行に関してとすることなんだと思いますが、これは別に発行しなくても現在国債の安定消化が図られているということから、政府でもこれまでも発行せずに来られています。また、外債に頼らずというところは、ギリシャなんかとは違つて日本

の国債の信用のあるところだと思つております。

その上で、外貨建ての国債の発行について一般的論として申し上げさせていただければ、現時点で外貨調達のニーズが大してあるわけではありませんし、政府が調達した外貨を円に転換する場合には、当然為替市場とかスマップとかいろんな市場に与える影響を留意する必要がありますし、また、外貨建ての国債の元利の払いのためには、これは決済のシステムというのを新たに整備する必要も出てくるんだと思ひます。また状況によつては、外貨建ての国債の発行によつて日本の円建ての資金調達というのが困難が來しているんじやないかと市場で言われるということは非常な影響が出ようということとも考えておかなければなりません。それで留意すべき点が多々あるかと思ひますので、慎重に検討せねばならぬところだと思います。

○大久保勉君 この答弁の内容は、一二、三年前に議論したときとほとんど一緒です。

円資金の調達は十分であるか、それはお隣に雨宮理事事がいらっしゃいますが、日銀が八十兆円国債を買つていてから十分に国債のファイナンスができますが、もし日銀が国債の購入をやめた場合にはもしかしたら国債市場がかなり暴落する可能性があります。そのためには資金調達ができるなくて資金繰りでデフォルトを起こす、こういったことがならないよういろいろな通貨で発行する準備をしておいたらどうでしようかと。こういった、

これは一年先、二年先の話をしていません、五年先、十年先、長期間を考えた場合にはいろんな多様化というのは必要じゃないかと思います。

ただし、今回は日本企業を支援するためドル資金を、日本国を挙げてドルを調達してあげる、そのドルをメガバンクに渡してあげると、こういった政策目的がありますので、日本が円資金でなかなか金繕りが困っているからという理解はされないと思います。こういったことを含めて、是非、今後も検討してもらえたたら有り難いと思っています。

続きまして、外為特別勘定に関してこの委員会で見る議論しましたが、こちらも外為特別会計に関する少しずついろんな運用の多様化が進んでいます。十数年前はほとんど米国国債しか買付ていません、非常に金利が低い、これはもつたないんじゃない、非常に金利が低い、これはもつたないんじゃない、少しずついろいろな運用の多様化が進んでいます。

同じように外貨準備を大量に持っている国としで中国があります。中国も米国債を買付っています。中国が過剰設備がありますから、これが解消するためにA-I-I-Bというところをつくったが、彼ら自身は過剰設備がありますから、これを解消するためにA-I-I-Bというところをつくった夫をしています。

このことが全ていいとは私は思いませんが、貸出しに回していく、若しくは基金という形でつくる、そこで外貨準備の一部をいわゆるインフラ、外貨準備を直接やる、若しくはバックアップファシリティーをつくると、もちろん、外為特会が民間金融機関の信用リスクを取ることはできませんから、当然国債を担保にすると。こういつた制度を導入したらどうでしよう。大臣の御所見を聞きたいと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) そもそも外國為替特別

会計、いわゆる外為特会の保有しております外貨資産につきましては、これは将来の為替介入に備えて保有しているもののはもう御存じのとおりなんですが、この米国債のまま保有の割合といつた個別の論点についてこれはお答えは差し控えさせていただきますが、その運用におきましては、国債のほか政府の機関債とか、それから、何でしょ、国際機関債とか、ほかにもいろいろ資産の担保の証券なども運用対象としておりますので、安全性及び流動性というものの最大限留意をして、この制約の範囲内で、これは可能な限りで収益性を追求することになりますので、大体二〇%ぐらいが国債以外の証券を扱っているんだと記憶いたします。

また、議員から今問題提起のありました邦銀の外貨の資金繕りの安定化ということなんだと思いますが、これは、一義的には金融機関自身によります適切な外貨の流動性というもののリスクの管理体制というものの確保、これは金融機関自身によるところでしょうけれども、邦銀の流動性の確保の観点から、これは日銀の役割というものが重要なんだと考えてはおります。

その上で、例えば今、最近でいえば、リーマン・ショックの後には国際金融秩序がえらい勢いで混乱をいたしましたので、あのときは外為特会の方からJ-B-I-Cに外貨資金を供給して、そしてJ-B-I-Cを通じて邦銀や本邦銀行に対して外貨の貸付けを行ったということとも記憶をいたしますが、財務省といたしましても、こういった本邦通貨の債務者といたしましても、こういった本邦通貨の保証する、こういったことは可能なんでしょうか。○参考人(渡辺博史君) お答え申し上げます。

まず、J-B-I-Cによるサムライ債発行支援の実績は、二〇〇九年以降、保証及び一部取得というスキームを使っておりますが、合計で二十六件、対象金額としては約一兆五千億円というふうになっております。

今回の特別勘定におきましては、基本的にはインフラを対象とするということではありますので、通常の各国政府が発行する国債は一般財源ということになりますので、ちょっと特別業務勘定の対象とするというのは今申し上げたような前提であります。

てください。

メガバンクにドルを出せ、このことが目的じゃないんです。メガバンクの後ろ側に日本の企業がいます。世界展開をしておりますから、日本のGDP若しくはGNIを増やすためにしっかりと支援していくと。場合によつては、インフラ輸出でJ-B-I-Cだけではドルの融資が十分じゃない場合に、メガバンクも一緒に長期のドル資金を出すと。そのときに、ドルの資金繕りが心配にならないよう様々な工夫をお願いしたいと、こういったお願いをしたいと思います。

この項目の最後なんですが、渡辺総裁の方に質問したいと思います。

国際協力銀行がサムライ債の保証等に関して実績があります。恐らく、特別勘定を設置することによって、よりリスクの高いところに保証ないし融資ができると思います。

例えば、T I C A Dが今度ケニアで行われますが、ケニアに対して日本は相当コミットしています、モンバサ港の港湾整備であつたり。一方で、中国はモンバサとナイロビの間の高速鉄道網に対して融資をしようと。様々な案件がありますが、

例えばこういったケニア、現在でしたら格付はシングルB、こういったところに対して融資をする若しくは保証する、場合によってはサムライ債に保証する、こういったことは可能なんでしょうか。○参考人(渡辺博史君) お答え申し上げます。

まず、J-B-I-Cによるサムライ債発行支援の実績は、二〇〇九年以降、保証及び一部取得というスキームを使つておりますが、合計で二十六件、対象金額としては約一兆五千億円というふうになっております。

今年はG7が日本で行われます。国際協力や国際社会でのリーダーシップを日本が發揮する絶好の機会だと思ってます。そこで、日本は安全である若しくは技術大国であると、こういった面をしっかりとアピールすべきじゃないかと、こういった観点から質問したいと思います。

まずは、航空保安対策に関して国土交通省航空局長に質問したいと思います。

実は、今年の伊勢志摩サミット、二〇二〇年東京オリンピック、パラリンピック等を控えまして、航空ハイジャック、テロ等の対策が一層重要なことになっております。そこで、日本の航空保安検査体制は万全であるか、質問したいと思います。

○政府参考人(佐藤善信君) お答え申し上げま

においてその用途を限定するというようなことで投資家との間でうまく合意ができれば、そこはインフラの対象ということはできるかと思うんです。

ただ、一般的には、どちらかというと私どもの方のローンの方を活用するという方が比較的途上国としてもやりやすいんではないかとうふうに思つております。その際には、特段何々格でなければいけないということではなくて、まさにそれがのプロジェクトの内容を見て、それにについて判断させていただくことがあります。

例えば、港湾については前に南アフリカのダンバの港の拡張というものについて融資をしておりますけれども、それは日本企業がそのダーバンの港をたくさん使うということで受益をするといふことがあれば、そういうものについて支援をする結果として南アフリカの経済にも貢献したと。それはまさにモンバサの港の拡張プロジェクトの港をたくさん使うということで受益をするといふことなどがモンバサでできるかどうか、それがのプロジェクトの内容を見て、それで判断をしていくことと同じようなことがモンバサでできるのかどうか、そういうふうに考えております。

例えば、港湾については前に南アフリカのダンバの港の拡張というものについて融資をしておりますけれども、それは日本企業がそのダーバンの港をたくさん使うということで受益をするといふことがあれば、そういうものについて支援をする結果として南アフリカの経済にも貢献したと。それはまさにモンバサの港の拡張プロジェクトの港をたくさん使うことで受益をするといふことなどがモンバサでできるのかどうか、それがのプロジェクトの内容を見て、それで判断をしていくことと同じようなことがモンバサでできるのかどうか、そういうふうに考えております。

○大久保勉君 続きまして、国際協力に関する質問したいと思います。

今年はG7が日本で行われます。国際協力や国際社会でのリーダーシップを日本が發揮する絶好の機会だと思ってます。そこで、日本は安全である若しくは技術大国であると、こういった面をしっかりとアピールすべきじゃないかと、こういった観点から質問したいと思います。

まずは、航空保安対策に関して国土交通省航空局長に質問したいと思います。

実は、今年の伊勢志摩サミット、二〇二〇年東京オリンピック、パラリンピック等を控えまして、航空ハイジャック、テロ等の対策が一層重要なことになっております。そこで、日本の航空保安検査体制は万全であるか、質問したいと思います。

す。

航空保安対策につきましては、その重要性に鑑み、国において国際ルールに従つて航空保安に関する基準を策定した上で、国際情勢を踏まえて不斷に見直すとともに、航空会社に対してこれらの基準に従つて空港の保安検査を適切に実施するよう厳しく指導監督しているところであります。

また、昨今、国際テロの脅威が高まる中で、航空保安対策の強化を速やかに進めることができることが喫緊の課題となつていて、先進的なボディースキーナーを今年度から国際線の利用客が多い成田、羽田、関西及び今年の伊勢志摩サミットの玄関口となる中部の四空港に導入するとともに、二〇一〇年東京オリンピック・パラリンピックまでに国内の主要空港に導入することとしております。このため、平成二十八年度予算から、このボディースキーナーの整備費用につきまして、ハイジャック対策のみならず国際テロ対策として、從来の空港管理者による航空会社への二分の一補助を行なうということにしております。

今後とも、航空会社を始め関係者と連携を深めつつ、国として責任を持つて航空保安対策に万全を期してまいりたいと考えております。

○大久保勉君 航空保安に関しては、御存じのとおり、米国の中、一テロ等もありまして、飛行機が戦争の武器になり得ると、こういう厳しい現実があります。そこで、しっかりと航空保安を確保する必要があります。

先ほど、条約で、しっかりと国が民間の会社を指導するということがありましたが、実はいろいろ情報をいただいたんですが、恐らく日本だけですしね、民間航空会社任せにしている。ある国は自らが航空保安の責を負う、あるところは飛行場の管理者、公的管理者が航空保安を行なうと、そこで質問したいんですが、どうして日本の場合は航空保安検査を民間会社に任せているんですか。例えば米国、ドイツとどういうふうにどの点

が違うか、教えてください。

○政府参考人(佐藤善信君) お答え申し上げま

が違ふか、教えてください。
多数あるということですが、具体的にどこですか、どこの国ですか。

航空保安検査の実施責任主体につきましては、国際民間航空条約におきまして各国の判断に委ねられており、各国の事情により実施責任主体が異なることがあります。委員御指摘の米国やドイツでは世界の主要国の中では、我が国と同様に、民間の航空会社や民間の空港会社が航空保安検査を実施している国も多数ございます。

我が国におきましては、航空保安検査は、從来から、旅客や貨物を安全に輸送する責務を有する航空会社が一義的な責任を持つて実施しております。しかし、その実施に当たりましては、航空保安の重要性に鑑み、民間任せということではなく、デイースキーナーの整備費用につきまして、ハイジャック対策のみならず国際テロ対策として、從来の空港管理者による航空会社への二分の一補助を行なうということにしております。

また、国が管理する空港におきましては、空港管理者として検査機器や検査員の費用の二分の一を航空会社に補助していることに加えまして、先ほども御答弁いたしましたが、ボディースキーナーの整備につきましては、国として今年度から新たに航空会社に二分の一補助を行うこととしております。

繰り返しになりますが、今後とも、航空会社を始め関係者と連携を深めつつ、国として責任を持つて航空保安対策に万全を期してまいりたいと考えております。

○大久保勉君 航空保安というのはボディースキーナーだけじゃありませんよね。いろんな、警備の人材とか様々な観点で、やはりあの九・一、

料金等々で負担をしていただく必要があろうかと思つておりますが。

一方で、国際テロの脅威が高まる中で、空港の保安検査の厳格化については国としても必要な支援を行うことが重要ということで、今ボディースキーナーの話が出てきておりましたけれども、探知機ですと百万円ぐらいですけれども、ボディースキーナーなら、今四五千万しますかね、四千五百万ぐらい、そんなものですね、それについては半分を補助をするという形にしていると思いますけれども。

いずれにしても、これを厳格化と円滑化というのを両立して、これスムーズな検査によつて観光立国の推進といふものを配慮しつつやつていかないかぬと思いますが、いずれにいたしましても、この内容を今後検討させていただきますけれども、旅客に課せられる保安料を充当したり航空券に転嫁したりするなど、これ最終的には旅客に負担をいただいているものだと私どもは認識をいたしておりますけれども、いずれにしても、今の状況といふのはテロの問題が極めて厳しいとか激しいとかいう状況になつてきておるというのを、今

の状況を考えていろいろ検討させていただかねばならぬところだろうとは思つております。

○大久保勉君 前回きな答弁をいただいたという理解です。ありがとうございます。是非よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、資料を配付しておりますが、この資料といいますのは五月八日の日経新聞の一面です。内容に関しましては、総務省は二〇一〇年までに全国全ての小中高に無線LAN、Wi-Fiを導入する方針だ、教科書の内容をタブレット端末などに収めたデジタル教科書の普及に向け、導入費用の半分を補助する災害時には避難者に開放されると、携帯電話の基地局が故障してもインターネットや電子メールを使えるようにするということです。

これは非常にいい報道ですし、是非実施しても

らいたいと思いますが、そこで総務省に質問した
いんですが、日本のWi-Fi環境を改善するため
にどのような具体的な政策を考えているのか、質問
します。

○政府参考人(池永敏康君) お答えをさせていた
だきたいと思います。

教育の情報化は進みつつあるものというふうに
おけるWi-Fiの整備につきましては「三三・五%」
にとどまっていると、こうした現状にござります。

小中高等学校それから特別支援学校の普通教室に
おけるWi-Fiの整備につきましては「三三・五%」
にとどまっていると、こうした現状にござります。
他方、学校の九割は避難所や避難場所に指定さ
れるなど、地域の防災の拠点としても非常に重
要な役割を持っています。また、平成三十二年、二
〇二〇年度以降におけるデジタル教科書の導入に
つきまして文部科学省で今検討が進められている
ところを承知をしてございます。こうした状況を踏まえますと、学校のWi-Fi整備は
非常に重要な課題だというふうに考えてございま
す。

このため、総務省では、これまで避難所や避難
場所に指定された学校を含みます全国の主要な觀
光・防災拠点等におきまして、無料Wi-Fi環境
の整備を二〇二〇年に向けて整備すべく地方公共
団体等への支援を行つてきているところでござい
ます。

こうした現状や取組を踏まえまして、さらに総
務省では学校のWi-Fi整備を加速化するため、
財源の在り方を含め、省内で今検討を行つている
ところをございます。その結論を踏まえて、文部
科学省等と連携をしつつ、教育の情報化を一層推
進してまいりたいと考えてございます。

○大久保勉君 是非頑張ってもらいたいと思いま
す。

特に、インバウンドということで多くの外国人
が日本に来ています。日本はどうしてもWi-Fi-i
整備が不十分だと、こういう指摘もあります。ま
た、災害時にWi-Fiを使うということは非常に

重要でありますから、是非やってもらいたいと思
います。補正予算であつたり来年の本予算等々を
含めて、しっかりとまずはお金を出すということ
を考えてもらいたいと思います。

次に、もう少し具体的な質問なんですが、例え
ば電子教科書をクラスで導入するということは、
もし四十人クラスでしたら四十人が一齊にWi-Fi
を使わないといけないと。ということは、相当
どういうふうなことを考えてございますか。

○政府参考人(池永敏康君) 御指摘のように、Wi
Fiの環境の整備に当たりましては想定され
る利用方法等に応じて通信インフラを整備して
いくということが重要だと考えてございます。そ
うしたことから、総務省ではこれまで進めてお
ります実証事業の中でも、例えば同時にアクセ
する利用者の数に応じて必要となるネットワーク
の帯域であるとか、あるいはアクセスポイントの
数など、ネットワーク環境の技術的要件の整理な
どについても行つてきているところでございま
す。

今後、こうした成果も生かしながら、文部科学
省と連携しながら、適切な通信インフラ整備がな
されるよう必要な支援の検討を行つてまいりたい
と考えてございます。

○大久保勉君 これに関しては、役所の縦割りを
排してしっかりと役所間で調整をお願いしたいと
思います。

特に重要な観点は、普及率がまだ学校において
は「三三・五%」とか、そういう数字も重要なです
が、利用者の観点、情報の利活用という観点、こ
れこそが肝だと思っております。

具体的に、使えないというケースをお伝えしま
す。実は、フェイスブックでいろいろ情報をやり
取りしてしまったら、この日経の記事で話題にな
りました、いろんなことを教えてもらいました。
○大久保勉君 是非頑張ってもらいたいと思いま
す。

その中に、例えば日本の技術を宣伝するというこ
とで日本科学未来館というのがあります。いわゆ
る技術の殿堂ということですから最先端の設備に
なっているはずなんですが、実は違うという指摘
がありました。ある方が、時々国際会議をやる日
本科学未来館でWi-Fiが使えないでの国外から
訪れたパネリストたちが困惑していますと、こう
いった指摘があります。科学技術の殿堂でもこの
状況ですから、本当に大丈夫かと。

こういったことに關して、文部科学省の現状認
識を教えてください。

○政府参考人(神代浩君) 先生御指摘のように、
日本科学未来館で国際会議等の開催が想定され
ます七階の会議室等を利用する際、昨年度までは來
館者が公衆無線LAN、Wi-Fiサービスを利用
するか主催者が機器を持ち込んで無線LAN接続
環境を構築するほかなかつたため、利便性が十分
ではなかつたと認識しております。そのような状
況を改善するため、昨年度、インターネット環境
の改善に向けた工事を実施し、本年四月より、会議
室等の貸出しの際、申請があれば無料で高速の無
線LANサービスを利用いただくことが可能にな
つたところでございます。

引き続き、無線LAN環境の改善やサービス周
知を図り、来館者の利便性向上に努めてまいりました
と考えております。

○大久保勉君 いや、ここで確認したいのは、ま
ず、この日本科学未来館というのはいつできたら
ですか。やっと今年になつてWi-Fi環境が整つ
たということですが、いつできました。

○政府参考人(神代浩君) 日本科学未来館は平成
十三年の開館でござります。それで、今申し上げ
ましたように、この四月より無線LANの環境が
整つたと、そういう状況でござります。

○大久保勉君 恥ずかしいですよね。科学の殿堂
です。そこに対しして平成十三年から十四年間
もWi-Fiすら使えなかつたという、これが事実
です。

その中に、例えば日本の技術を宣伝するといふこと
で日本科学未来館というのがあります。いわゆ
る技術の殿堂ということですから最先端の設備に
なっているはずなんですが、実は違うという指摘
がありました。ある方が、時々国際会議をやる日
本科学未来館でWi-Fiが使えないでの国外から
訪れたパネリストたちが困惑していますと、こう
いった指摘があります。科学技術の殿堂でもこの
状況ですから、本当に大丈夫かと。

こういったことに關して、文部科学省の現状認
識を教えてください。

○政府参考人(神代浩君) 先生御指摘のように、
日本科学未来館で国際会議等の開催が想定され
ます七階の会議室等を利用する際、昨年度までは來
館者が公衆無線LAN、Wi-Fiサービスを利用
するか主催者が機器を持ち込んで無線LAN接続
環境を構築するほかなかつたため、利便性が十分
ではなかつたと認識しております。そのような状
況を改善するため、昨年度、インターネット環境
の改善に向けた工事を実施し、本年四月より、会議
室等の貸出しの際、申請があれば無料で高速の無
線LANサービスを利用いただくことが可能にな
つたところでございます。

○大久保勉君 これは質問通告してもう相当担当
者とやり取りしていますから、すぐに出してほ
しいです。三千件と。これ、多いように見えます
が、じや、その間に国際会議で日本科学未来館を
使つた会議の参加者は何人ですか、一人当たり何
回アクセスしています。

○政府参考人(神代浩君) この間に国際会議等で
利用がありましたのは約七千人でござります。
一千人参加しています。でも、実際にアクセスした
のが三千件ということは、Wi-Fiを使つていて
方はよく分かると思いますが、自分で一回つない
だら、一件ということはないですね、簡単に百
千人参加しています。でも、実際にアクセスした
のが三千件ということは、Wi-Fiを使つていて
それが肝だと思っています。

○大久保勉君 実態はそういうことですよね。七
千人参加しています。でも、実際にアクセスした
のが三千件ということは、Wi-Fiを使つていて
それが肝だと思っています。

○政府参考人(神代浩君) 件数を確認して、件数が少ないようだつたらどこかに
問題がありますから、もっと使いやすい環境を考
える、アンケート調査をすると。そういう形でやつ
ておかない、本当の意味で技術大国とは言えな
いと思います。日本の場合は、携帯でも、技術的
な面では進んだ部分がありますが、実際の利用者
の観点からは非常に役所仕事等で利活用が極め

じゃ、四月からどの程度使っています、アクセ
ス件数を確認したいと思います。

○政府参考人(神代浩君) 四月から開始をされた
ところでござりますので、現在まだ集計ができる
いないところもございますが、四月で、利用者が
ウントいたしますと、今月の実績で約三千件でござ
ります。

○大久保勉君 これは質問通告してもう相当担当
者とやり取りしていますから、すぐに出してほ
しいです。三千件と。これ、多いように見えます
が、じや、その間に国際会議で日本科学未来館を
使つた会議の参加者は何人ですか、一人当たり何
回アクセスしています。

○政府参考人(神代浩君) この間に国際会議等で
利用がありましたのは約七千人でござります。
一千人参加しています。でも、実際にアクセスした
のが三千件ということは、Wi-Fiを使つていて
それが肝だと思っています。

○政府参考人(神代浩君) 件数を確認して、件数が少ないようだつたらどこかに
問題がありますから、もっと使いやすい環境を考
える、アンケート調査をすると。そういう形でやつ
ておかない、本当の意味で技術大国とは言えな
いと思います。日本の場合は、携帯でも、技術的
な面では進んだ部分がありますが、実際の利用者
の観点からは非常に役所仕事等で利活用が極め

ICの事業によるリターンというのは、一部の大企業や国民に集中するのではなくて、広く国民全体が受けられるようになります。本改正によって更に競争力を高める機会を得るべきであると考えております。中小企業も本改正によって更に競争力を高める機会を得るべきであると考えております。本改正によって更なる中堅・中小企業の海外事業の展開支援、また国内における中小企業の振興につなげることができるのかどうか、JBIC、渡辺総裁に伺いたいと思います。

○参考人(渡辺博史君) お答え申し上げます。

今般の改正におきまして一つのポイントがあるというふうに申し上げたいと思いますが、まず委員御指摘のように、海外インフラ事業についてより積極的に仕事ができるようにとって改正をいただいておるわけがありますが、確かにインフラというのはどうしてもプロジェクトの規模が大きくなりますので、中核になる企業としてはどうしても大企業ということになりますが、そのインフラの全体のプロジェクトの中の部分部分においては中堅・中小企業が提供している例えば設備とかパーソンとか、そういうもののウエートが結構多くなりますので、そういう形で全体として中堅・中小企業にまで今回の私たちのファイナンスの効果が及ぶということは大きく期待しているところであります。

それからもう一つ、先ほどアジア等におきまして現地通貨でのファイナンスをということを申し上げたわけでありますけれども、これまで長期の借入人ができなくて短期でしか現地の銀行から私どもは借りられなかつたのですから、なかなか現地通貨を提供するというのにはやや制約があつたわけでありますけれども、今回それが長期で借りられるということになりましたので、中堅・中小企業の場合、もちろん自動車の組立てに付いていくような方だけではなくて、もうBマークで現地の需要に応じて仕事をしていこうといふ会社の場合には、まさにそこで場合によっては運転資金

まで調達をするという意味ではローカルカレンジャーのウエートが非常に高くなつておりますのではなくたしかにたかれたので、たしかに逆に相手が大義名分を付けないとJBICのこれから存続、発展もないということでいろんな大義名分で、そういう面での現地通貨の資金の提供をしやすくするということもありまして、これは一般勧業の方でも使える制度改正になつております。定の方でも使えて支援をさせていただけるといふうに思つております。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。

JBICは融資に結び付く優良案件の発掘調査等も行われております。その中には中小企業のビジネスに結び付くような貴重な情報に触れる機会も多いと思います。今回の改正で、特別業務、そして一般業務においても中小・中堅企業を支援し得る御答弁であったと思ひます。今後もJBICがこのマッチング力を更に發揮をして、実績につなげていっていただけるように財務省、そしてJBICに求めて、私の質問を終わります。

○大門実紀史君 ちょっとと与党席が少ないので、自民党席ですね、法案審議ですからさきちつとした対応をされるべきだと申し上げておきたいと思います。

今回のJBIC法案、個々の問題もありますけれど、やっぱり少し大きな流れと国際情勢を見て判断すべきではないかと思います。

一つ流れなんですが、この委員会でもJBICについてはいろんな議論がありました、政府系金融機関にはですね。その流れの中で捉えますと、まず小泉改革、小泉路線のときに政府系金融機関の整理縮小という、民営化というようなことがあつたわけですね。さらに、その小泉内閣が終ったわけでありますけれども、今回それが長期で借りられるということになりましたので、中堅・中小企業の場合、もちろん自動車の組立てに付いていくような方だけではなくて、もうBマークで現地の需要に応じて仕事をしていこうといふ会社の場合には、まさにそこで場合によっては運転資金

まで調達をするという意味ではローカルカレンジャーのウエートが非常に高くなつておりますのではなくたしかにたかれたので、たしかに逆に相手が大義名分を付けないとJBICのこれから存続、発展もないということでいろんな大義名分で、そういう面での現地通貨の資金の提供をしやすくするということもありまして、これは一般勧業の方でも使えて支援をさせていただけるといふうに思つております。

の金融機関が何を仕事をするかというのは一つの課題であつたわけですが、ただ、残念ながら、二〇〇八年の九月のリーマン・ブレイズ・ショックの後に非常に様変わりになつておりますから、民間金融機関、特に大手といいますか先進と言われておりますアメリカあるいはイギリスあるいはヨーロッパの大陸の銀行等においても非常に金不足になつてきて、それがうまく流れなうところですが、それをどうやって補完するかということで、私ども、あるいはヨーロッパでいえばドイツとかフランスとかイタリアの政府系の輸出信用機関というものが仕事をしてきているというところであります。それをどうやって補完するかといふ意味で民間のいい状況のところと政府系金融機関が出ていかなければいけない事態というのはそれが出でてくる、それは御指摘のとおりだといふふうに思つております。

それから、私どもが補完しているのは金融機関に対する補完でありますから、金融機関において潤沢に資金が流れる、特に今の場合には、先ほど日銀の方いらっしゃつたわけでありますが、短期の資金は非常に潤沢になつていてるわけですからどちらをリスクを取つて長いところへ回していくといふことについてはかなり狭くなつていて、そこは誰かがリスクを取らなきゃいけない。本来ならば、民間金融機関が傷む前であればある程度リスクを取れたわけであります。そこは、アメリカの銀行もヨーロッパの銀行も、二〇〇八年以降、特にヨーロッパの場合はその後にギリシャ問題というのがあつてかなり傷んでいるものですから、そこでなかなかリスクが取れない。ですから、どうしても、五年とか十年ぐらいのお金は出ますけれども、長い意味でジエクトですと十五年、二十年、二十五年という

ことと申しますが、まさにアスリカあるいはイギリスあるいはヨーロッパの大陸の銀行等においても非常に金不足になつてきて、それがうまく流れないという状況になつた。それを世界銀行あるいはアジア開発銀行なんかが、例えばインフラのプロジェクトについてはファイナンスをしていくといふところですが、それをどうやって補完するかといふことで、私ども、あるいはヨーロッパでいえばドイツとかフランスとかイタリアの政府系の輸出信用機関というものが仕事をしてきているというところであります。それをどうやって補完するかといふ意味で民間のいい状況のところと政府系金融機関が出ていかなければいけない事態といふのはそれが出でてくる、それは御指摘のとおりだといふふうに思つております。

それから、私どもが補完しているのは金融機関に対する補完でありますから、金融機関において潤沢に資金が流れる、特に今の場合には、先ほど日銀の方いらっしゃつたわけでありますが、短期の資金は非常に潤沢になつていてるわけですからどちらをリスクを取つて長いところへ回していくといふことについてはかなり狭くなつていて、そこは誰かがリスクを取らなきゃいけない。本来ならば、民間金融機関が

資金、こういうのがなかなか出でいかないという

ことで、先ほど申し上げたようなマルチの機関とか私どもの機関がやつててあるところであります。

もし、私どもの方から借りててある方で私どもの

方から押売があつたということであれば、率直に

言つていただければ特段私どもの方から押売を

するつもりは全くございませんので、そこ辺は

気を付けてやつていただきたいと思つております。

○大門実紀史君 世界の国際金融がどういうふう

になつてているか議論すれば時間なくなつてしまふ

わけですから、別に私はJ.B.I.C.が必要じや

がなものかというふうに思つてているわけでござい

ます。

それはなぜかといふと、今回もあれなんですか

ど、日本企業のインフラ進出、これ頑張つてもら

いたいと思つてているんですけれども、中国の過剰

な対応とか、何といふんですか、インフラ輸出競

争の激化、もう過熱、安値受注、ダンピング、先

ほどインドネシアの話もありましたけれど、過剰

サービス、訳の分からぬ過熱競争があるから日

本も頑張らなきやと、応援しなきやと、ただ

その泥沼のような競争に乗つかつててこうい

う法案を通してやつててことうといふことでいいの

かななど。むしろ、今O.E.C.D.の中でもこの過剰な

インフラの輸出競争については信用ルールも含め

て考へるべきじゃないかと、このことで始まつてい

るわけですね。

だから、そういう日本がニシア取るのは、やつ

ぱりこの前の国際課税もそうですが、この異

常な競争に乗つかつて泥沼に公的資金をつぎ込ん

でいくようなことじゃなくて、やっぱり信用ル

ルも含めて、中国のやり方も含めて、きちっとし

た信用ルール、国際的な信用ルールを作らうじや

ないかといふふうなことこそ今頑張るべきことで

はないかと思うんですけど、麻生大臣、いかが

お考えですか。

○國務大臣(麻生太郎君) 今のお話ですけれども、似たようなケースが、B.E.P.S.が多分いい例だと思います。

だと思つんですが、三年前にあのB.E.P.S.を我々がバーミンガムのG20、G7で、あのとき私の方

から提案をさせて、ここに中央銀行総裁おられま

すけれども、おたくら関係ないと、要是財務大臣が駄目なんだ、財務大臣がきちんとこんな法案をやらないからこれだけみんなやられているん

じゃないかと、俺のところなんかさんざん使われ

ども。一番言うはずのアメリカが最後まで一言も

言わず、この三年間、しゃべつたのは前回ぐらい

です。それまで、これ非常に、全ヨーロッパと日本と一緒になつてこれをわんわん言つた結果なん

だと思います。

それはなぜかといふと、今回もあれなんですか

ど、日本企業のインフラ進出、これ頑張つてもら

いたいと思つてているんですけれども、中国の過剰

な対応とか、何といふんですか、インフラ輸出競

争の激化、もう過熱、安値受注、ダンピング、先

ほどインドネシアの話もありましたけれど、過剰

サービス、訳の分からぬ過熱競争があるから日

本も頑張らなきやと、応援しなきやと、ただ

その泥沼のような競争に乗つかつててこうい

う法案を通してやつててことうといふことでいいの

かななど。むしろ、今O.E.C.D.の中でもこの過剰な

インフラの輸出競争については信用ルールも含め

て考へるべきじゃないかと、このことで始まつてい

るわけですね。

だから、そういう日本がニシア取るのは、やつ

ぱりこの前の国際課税もそうですが、この異

常な競争に乗つかつて泥沼に公的資金をつぎ込ん

でいくようなことじゃなくて、やっぱり信用ル

ルも含めて、中国のやり方も含めて、きちっとし

た信用ルール、国際的な信用ルールを作らうじや

ないかといふふうなことこそ今頑張るべきことで

はないかと思うんですけど、麻生大臣、いかが

のインドネシアの話はまだ動いていませんもの

ね。あればけわんわん言いながら全く動いていない

い状況で、どうですインドネシアと言つて

も、インドネシア黙つてますから全然動いてい

ないんだと思つていて

ます。

こういったような一つ一つ、むちやくちやなこ

とをやるとやっぱりうまくいかなくなるという例

があつちこつちに出てくると、今、大門先生の御

指摘のような話がしやすくなるんだと思ひます

で、我々としては、少なくともぎりぎりのことま

は言う立場になつたときに、おまえらだってやつ

て税金は一円も入つておらぬという話をして、一

度に言つたんですけれども、アメリカだけは一言

も発言しなかつたのが記憶に残るところですけれ

ども。一番言うはずのアメリカが最後まで一言も

言わず、この三年間、しゃべつたのは前回ぐらい

です。それまで、これ非常に、全ヨーロッパと日本と一緒になつてこれをわんわん言つた結果なん

だと思います。

このインフラの話も、今アジアの中において膨

大なインフラ需要というものが出てきておりま

す。いいことだと思つてております。電気があります

せんし、道路がないし、水道がないし、まあいろ

んなインフラが足りないために経済発展しないと

いうことになつておりますので、それをやるのは

いいことだと思ひますが、それに当たつて、やつ

ぱりクリティーが高いものを輸出するといふこ

とをこの三年、二年半ぐらい言い続けて、結果と

渡辺謙裁とは、私は中学、高校一年後輩で、テ

ニス部も、渡辺先輩は中学、私は高校だけでした

けれども、一年後輩なんで頭が上がらないのでな

かなか質問しにくいでありますけれども、仕事でござ

います。できちんと質問させていただこうとい

うけれども、一年後輩なんで頭が上がらないのでな

かなか質問しにくいでありますけれども、仕事でござ

います。できちんと質問させていただこうとい

うけれども、一年後輩なんで頭が上がらないのでな

かなか質問しにくいでありますけれども、仕事でござ

いません。つまり、宮澤さんはもうもつと長い

間、一年後輩なわけであつたんですけれども、

まず、質問通告していなんですけど、先

ほど大久保委員がドル建て日本国債の話をしたの

でちょっとコメントをさせておいていただきたい

のですが、私も、十年来か二十年来ぐらいいドル建

て日本国債を発行せよといろいろなところで主張

してきましたが、これは、最初に大久保委員の

質問に対して為替の話が出ていましたけれども、

ドル建て日本国債を発行すると、これきっと五十

円か百円ぐらいドル高円安になるんじゃないかと

思ひます。介入なんですね。介入なんかしても物すごい

影響力に影響があると思うので、是非日本の国

益のためにも考えていただきたいなと私も思つて

おります。

特に、先ほど大臣が、世界で自国通貨建てでしか国債を発行していない国は幾つかしかないといふふうにおっしゃっていましたけれども、まさにそうで、ですから、逆に日本がドル建て日本国債を発行したところで文句を言われる筋合いはないし、今、日本は財政赤字なんだからそのファンディングのせいだといえば、どの国もそのことについてのクレームを付けられるわけはない。そして、ドル高円安になれば消費者物価指数2%なんて立ち所に行くし、景気なんかもう立ち所に回復すると思うので、是非その辺の研究だけでもしていただきたいなど私は思っています。

先ほどちょっと大久保委員が御説明しましたけれども、多少補完しますと、政府はドル建ての日本債を発行する、そのままでドル建て発行すると金利が高いですし、その前に、ドルでは例えば地方交付税等も払えませんから、ドルを円で売る、円で売つちやうとドル安になりますけれども、当然、ドル金利を円金利並みにするためには先物のドル買いをするということで、政府サイドとしては、為替に対するドル国債を発行するというのニュートラルなわけですね。一方、買う個人にとってみると、これは別にヘッジをして買うわけではなくて、円売りドル買いをして買いますから、個人のドル買い円売りが市場に出てきてドルを持ち上げていく、こういう理屈になりますので、かなりの円安ドル高効果があるのかなと私は思っています。

ですから、是非、大久保委員と一緒に、ドル建てもう一つ、大久保委員の質問を聞いていて感じたんですけれども、私知らなかつたんですが、リマン・ショックの後にJ-B-I-Cが外貨準備を使つて日本のジャパン・プレミアム対策をしたというふうにお聞きして、私知らなかつたんですが、これは、外貨準備をどう使うかというのは、私はも

う、日本が今後ひどい目に遭つたときにドル資産

ならないのかと、その辺についてちょっととコメントをいただければというふうに思います。

○國務大臣(麻生太郎君) まず、今、新興国、特にアジアで顕著だと想いますが、ここにおける投資を多く保有していくというのは国民を守るために是非必要だと想うので、うかつなどころに使つちゃいけないという話なんだという考えは持つておりますけれども、それ以上に、もしジャパン・プレミアムに対して外貨準備を使わなければ日本の企業つて困つちやうわけですね、ジャパン・プレミアムができて。

そうすると何をするかというと、やっぱりドル投資をしているものに対して、ドル調達をする代わりに、毎年毎年短期でドル調達で転がしていたと思うんですけども、それにジャパン・プレミアムが掛かるということならば、ドル調達をする代わりに円で調達しよう、要するに円売りドル買いたいんですけども、それにはジャパン・プレミアムが現しているということをマスコミにしてバーマネントのドルを得ようということです、これもかなりのドル高円安要因になると思うんですね。

ですから、外貨準備を無駄に使わないということと、並びに、企業が円安ドル高の、ドルを需要を増やすという意味で、そうすれば日本経済も良くなるし、まさにまた消費者物価指数も2%簡単によ上りますから、そういうことを含めて検討されると、いいのかなというふうに、今、大久保委員の質問を聞いて思いました。一応、これはコメントです。

質問に入りますけれども、まず大臣にお聞きしたいんですが、マイナス金利導入されてから、ゆうちょ銀行が典型的でしかもかなり経営が苦しくなつてゐると思います。ゆうちょ銀行はできませんでしたけれども、ほかのメガ等は、やはり今収益機会が減つていて、國債なんかもうマイナス金利でですから収益機会が減つてているとなると、やはりインフラ投資というのが一つの大きい収益の柱だと思つんんですね。

いことは知りませんけれども。
長期投資できなくとも、後の質問に関係しますけれども、短期資金を調達して、金利スワップ市場さえ発達していれば、幾らでも長期調達に変え得るということで、民間ができない、全くないというのは、余り知らないので、変に主張できませんけれども、ちょっと疑問を感じた次第です。これは私自身も調べてないので、余りこれ以上はちょっと追及できませんけれども、一応そういうことです。

その次に、政府参考人にお聞きしたいんですけども、ドルの調達については、やはりジャパン・プレミアムが具現しているということをマスコミでも聞きますし、先日も申し上げましたけれども、クロスカレンシー・ベーシス・スワップにおいてももうスプレッドはかなり広がつてきていて明らかにジャパン・プレミアムが広がつてきているんだと思うんですけども、そのときに、そういう機関を補完してほしいという要望等々ありますので、先頭を切つてやる、それを見て安心して民間も付いてくるというケースも非常に多いように思えておりますので、この法案の今度改正をさせていただいたということであつて、民間圧迫ということをおつしやりたいのかもしれませんけど、そういうふうなケースは私の知つてゐる範囲ではあります。

いことは知りませんけれども。
長期投資できなくとも、後の質問に関係しますけれども、短期資金を調達して、金利スワップ市場さえ発達していれば、幾らでも長期調達に変え得るということで、民間ができない、全くないというのは、余り知らないので、変に主張できませんけれども、ちょっと疑問を感じた次第です。これは私自身も調べてないので、余りこれ以上はちょっと追及できませんけれども、一応そういうことです。

長い間、政府参考人にお聞きしたいんですけども、ドルの調達については、やはりジャパン・プレミアムが具現しているということをマスコミでも聞きますし、先日も申し上げましたけれども、J-B-I-Cにドル建て融資があるのかどうかということをまずお聞きしますけれども、あるんじゃないかなと思うんですけど、あるとすれば、J-B-I-Cに対してもジャパン・プレミアムが現れているんではないかということ、そして、ドル以外の通貨に対してもジャパン・プレミアムが現れつつあるのかということをちょっとお聞きしたいと思ひます。

○政府参考人(遠藤後英君) お答えいたします。

足下では、外貨需要の高まりなどを背景に、全体として外貨調達コストが上昇していることは認識しております。

先ず御指摘のクロスカレンシー・ベーシス・スワップのドル・円の調達スプレッドの水準を見ますと、二〇一四年の一月一日は〇・五三%でございましたのが、二年後の二〇一六年五月九日には〇・八四%に上昇しております。ただ、邦銀は総じて充実した財務基盤を有しておりますが、必要な額の外貨資金の調達にも支障は生じておらず、邦銀の信用力への疑惑によって調達コストが上昇してい

るものではないというふうに承知しております。

それから、他の通貨でござりますけれども、ユーロ・円のクロスカレンシー・ベーシス・スワップ、これを見てみますと、これは恐らくECBのマイナス金利政策によって預金調達が容易になつてゐるというような事情があると思いますけれども、これに関しては、ユーロ・円のクロスカレンシー・ベーシス・スワップのスプレッドについては、これは足下拡大傾向は見られない。数字で申しますと、二〇一四年一月一日のユーロ・円の調達スプレッドは〇・四一%でございましたけれども、二〇一六年五月九日付けのスプレッドは〇・三七%という状態でございます。

○参考人(渡辺博史君) 後段の部分についてお答え申し上げます。

JBICの融資においては大宗の部分がドル建てになつておりますので、したがいましてドルの調達は非常に重要な要素になつております。手法といたしましては、基本的には財融からの借り入れを円で借りてこれをスワップに出す、それからもう一つは、そもそもドル建てで外債を出してそこで調達をするなどあります。今金融庁からお答えがありましたように、ジャパン・プレミアムというか、ドルの供給が非常に絞られてゐるということによつて、ほかの国でも似たような形でスワップコストが上がつてゐるというような感じがいたします。

私たちの経験によりますと、債券の調達のコストの上がり方よりもスワップの方のコストの上がり方が著しいということをございますので、私どもの方も、円投の形でスワップに出すか、あるいは直接もうドル建てで債で十年、二十年を出していくかといふこととのバランスを見ながら今調達をさせていただいているというところであります。それから、今、同じく金融庁からお話をありましたように、特段ほかの通貨において余り從来に比べて変化があるという認識は持つております。

なん。ただ、供給自体が全体として少なくなつてゐるなどいう感じはしておりますけれども、金利にそんなに跳ねてゐるという印象はございません。

○藤巻健史君 今の御発言聞いていますと

ちよつと気になつたのは、もし消費税増税を延期した場合に、国の格下げ若しくはそれに伴う企業金融機関の格下げがあつた場合にジャパン・プレミアムが激しくなつて、そのときにもうと苦しむるのかなという感想は持ちました。

最後の質問になりますけれども、今度の法改正で、現地通貨調達方法として現地金融機関からの長期借入れが拡大になつたということになつておりますけれども、現地金融機関にとってみると、インフラ業者に貸すよりはJBICに貸した方が

思ひます。それで、JBICからインフラ企業に貸すとなると、当然その調達にかなりのスプレッドを乗せないと理屈に合わないことになると思うんです、そのスプレッドはどのくらいなのかと

いうことと、そういうことに関しての報告は今後あるのかどうかについてお聞きしたいと思いま

す。

○参考人(渡辺博史君) お答え申し上げます。

これから具体的にそれぞれの現地の金融機関とどんな形で出してくれるかということを議論をして、スワップコストが上がつてゐるというような感じがいたします。

私たちの経験によりますと、債券の調達のコストの上がり方よりもスワップの方のコストの上がり方が著しいといふことでございまして、私どもの方も、円投の形でスワップに出すか、あるいは直接もうドル建てで債で十年、二十年を出していくかといふこととのバランスを見ながら今調達をさせていただいているというところであります。

それから、今、同じく金融庁からお話をありましたように、特段ほかの通貨において余り從来に比べて変化があるという認識は持つております。

ころに貸す以上は、本来のリスクプレミアムは乗せなきやいけないということになるので、仕上がりの金利がどういう形になるかというの、まさにプロジェクトごとに変わつてくるというふうに

なつております。

それから、全体としてどれだけで調達してどれだけで貸して、利ざやがどれだけあるかということは、これは毎年報告させていただいておりますので、引き続きそれは続けていきたいというふうに思つております。

○藤巻健史君 もう一つ質問するとちょっと時間がオーバーしてしまつうと思いますので、これで終りますけれども、現地金融機関にとってみると、

当然リスクが低いですから、スプレッドは低いと思ひます。それで、JBICからインフラ企業に貸すとなると、当然その調達にかなりのスプレッドを乗せないと理屈に合わないことになると思うんですが、そのスプレッドはどのくらいなのかと

いうことと、そういうことに関しての報告は今後あるのかどうかについてお聞きしたいと思いま

す。

○参考人(渡辺博史君) お答え申し上げます。

今日、国際協力銀行法の一部を改正する法律案につきましてお尋ねしたいと思っております。

これは、日本再興戦略二〇一五年でうわれていた四本柱から成る質の高いインフラパートナー・シップを具体化するものであると考えております。私自身が、もう十年以上前ですけれども、中央アジアの国、ウズベキスタン共和国とタジキスタン共和国の特命全権大使を務めておりました経験から、この中央アジアの五か国はソ連圏の中の国でありましたので、自由主義経済に移行するという時期でございました。そういう国にとりましてはJBICの事業というものが非常に有効に働いていたということを実感しております。

特に、これらの国はソ連のモナルチャーの経済の下にありましたので、いわゆるインフラとい

うものがほとんどできておりません。綿花をモスクワに輸出する、又は金をモスクワに輸出すると

いう、非常に限られた経済でござりますので、一年に活動を開始しておりまして、相手国、中央アジアの諸国にとつてこのJBICの事業が非常に必要であるという状況でございました。

そういった中でJBICがこの地域で一九九九年に活動を開始しておりまして、相手国、中央アジアの諸国にとつてこのJBICの事業が非常に必要であるという状況の中で、まずはインフラ整備が必要なという状況の中でございました。

だから、全体としてどれだけで調達してどれだけで貸して、利ざやがどれだけあるかということは、これは毎年報告させていただいておりますので、引き続きそれは続けていきたいというふうに思つております。

○藤巻健史君 もう一つ質問するとちょっと時間

がオーバーしてしまつうと思いますので、これで終りますけれども、現地金融機関にとってみると、

昨日、伊達忠一君が委員を辞任され、その補欠として堀内恒夫君が選任されました。

○委員長(大家敏志君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、伊達忠一君が委員を辞任され、その補欠として堀内恒夫君が選任されました。

○中山恭子君 日本のこころを大切にする党代表の中山恭子でござります。

今日、国際協力銀行法の一部を改正する法律案につきましてお尋ねしたいと思っております。

これは、日本再興戦略二〇一五年でうわれていた四本柱から成る質の高いインフラパートナー・シップを具体化するものであると考えております。私自身が、もう十年以上前ですけれども、中央

アジアの国、ウズベキスタン共和国とタジキスタン共和国の特命全権大使を務めておりました経験から、この中央アジアの五か国はソ連圏の中の国でありましたので、自由主義経済に移行するという時期でございました。そういう国にとりましてはJBICの事業というものが非常に有効に働いていたということを実感しております。

特に、これらの国はソ連のモナルチャーの経

済の下にありましたので、いわゆるインフラとい

うものがほとんどできておりません。綿花をモスクワに輸出する、又は金をモスクワに輸出すると

いう、非常に限られた経済でござりますので、一年に活動を開始しておりまして、相手国、中央アジアの諸国にとつてこのJBICの事業が非常に必要であるという状況の中で、まずはインフラ整備が必要なという状況でございました。

だから、全体としてどれだけで調達してどれだけで貸して、利ざやがどれだけあるかということは、これは毎年報告させていただいておりますので、引き続きそれは続けていきたいというふうに思つております。

○藤巻健史君 もう一つ質問するとちょっと時間

がオーバーしてしまつう思いますので、これで終りますけれども、現地金融機関にとってみると、

昨日、伊達忠一君が委員を辞任され、その補欠として堀内恒夫君が選任されました。

○委員長(大家敏志君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、伊達忠一君が委員を辞任され、その補欠として堀内恒夫君が選任されました。

○中山恭子君 日本のこころを大切にする党代表の中山恭子でござります。

今日、国際協力銀行法の一部を改正する法律案につきましてお尋ねしたいと思っております。

これは、日本再興戦略二〇一五年でうわれていた四本柱から成る質の高いインフラパートナー・シップを具体化するものであると考えております。私自身が、もう十年以上前ですけれども、中央

アジアの国、ウズベキスタン共和国とタジキスタン共和国の特命全権大使を務めておりました経験から、この中央アジアの五か国はソ連圏の中の国でありましたので、自由主義経済に移行するという時期でございました。そういう国にとりましてはJBICの事業というものが非常に有効に働いていたということを実感しております。

特に、これらの国はソ連のモナルチャーの経

今まで隣に金融庁さんがいらっしゃったわけでありますけれども、従来の仕組みによりますと、一本ずつの債権について、これが全部大丈夫ですねということを持つてはなきやいけない、それが償還確定性であったわけでありますけど、ただ、リスクを取るということ自体は償還確定性が下がるということとほとんど同義になるので、どちらの物の言い方をするかということになりますから、これは勘定全体である程度バスケットとして見るということによって、物によつては従来の基準で、あるいは検査の基準でいえば、ちょっと危なつかしいなどいうものについてもできるということがあります。

トというのには申し上げにくいところはあるんですねが、一番典型的なのは、従来は国あるいは国のいわゆる政府系機関みたいなところを対象にしてやってきたものであります。これから大きな国、例えばイングとか、それからインドネシアとか、といった国においては、いわゆる日本でいうと都道府県に当たるところが借入人、あるいはそれが実際に事業をやっているところへの貸付けといふことを考えていく必要が出てくる、あるいはそういう需要が出てくるわけであります。これは今までの感覚でいいますと、例えば IMFなんかがマクロ経済を見ていても国全体でしか見ていないので、この州がどうかとかこの県がどうかといふことはやつていらない。それについて、今度は私どもが自らそれを調査し、あるいはそれまでの経験があります。ような IMF という世銀の姉妹機関とも協力しながら、そういうところに貸すときにはどういうことができるのかということを少し視野が広げられる、そういうところがこれから一つの対象になってくると、そういうふうに考えております。

○中山恭子君 ありがとうございます。
投資の範囲も広がってくるでしょうし、個別案件だけではなくて全体でカバーしていくといふことが

とであれば可能性としては広がってくるだらうと考へております。中央アジアの国では、J B I からの支援が欲しいというリスト、もう長いそれの国にリストがありますので、そういうたゞにつきましても是非御配慮いただけたら有り難いと考へております。

また、現地通貨建ての融資を拡大するといふことでござりますが、これも非常に、例えはウズベキスタンなどでも国際通貨、為替が安定していいという状況の中で、それぞれの国の中で、例えばウズベキスタンはスムですけれども、スムで収益をもらえる、又はスムで収益が得たものをまたそこで投資してもらえるというようなことができるようになれば、それはもうその国にとってドルで動かされる円で動かされるというよりは非常に安心感を持つ、しかもいろんな企業が参加できる事業を行つていけるのではないかと考えておりますし、大変り難い、今回、現地通貨の借り入れを解禁していただけるのであれば、解禁するということであれば、これはその国にとつては大変喜ばしいことだと考へておりますけれどもコメントをいただけますでしょうか。

○参考人(渡辺博史君) 先進国の市場の場合には、先ほど藤巻委員からも御指摘がありましたが、それほど苦労しなくとも事業者あるいは民間金融機関自体が現地通貨は入手できるわけでありますけれども、東南アジアの国においてもなかなか日本のメガの銀行だけでもスワップが必ずしも潤沢に出てくるわけではなくて、日本の企業と一緒に仕事をしているのにアメリカの機関のスワップを買わなきやいかぬという、何となく欣然としない事態が起こつてくるわけであります。

それで、今御指摘のような、中央アジアの五つのスタンあるいはコーカサス辺りの国になりますと、まだなかなかそこで簡単に現地通貨を入手するというわけにはいかない。ということであれば私どもが責任を取つて現地通貨を入手して、それ事業者にお渡しするということを考えていこう

と思つております。
特に先進国の場合、まさに藤巻委員からお話を
ありましたように、短期のもので転がすとい
ふことも可能なわけでありますけれども、私どもの
場合は、長期のものができなかつたということが
ラス、実は年度越えや期越えができるもので
から、三月になると二十一日物しかできないとか
三十日物しかできない、個別に大臣の承認を得な
きやいけない、という制度になつておるわけです。
したがつて、そこは、長期ということなら一年
を超えるといふことができるになります、そ
こら辺の自由度も増してきますので、現地通貨の
調達もやりやすくなりますし、それをスポンサー
の方あるいは事業者にお渡しするのもお渡ししや
くなるということで、そこら辺は努めていきた
いというふうに思つております。
○中山恭子君 そうですね、単年度から長期で
きるといふことも非常に有効なことだと思ひます
し、こういつた国では闇レートもござりますので、
そういう意味でも、現地通貨で仕事をしていく
といふことはある程度、現地通貨で仕事をしてい
くことについてのメリットといいましょうか、信
頼感というのも是非お考えいただき、今回これで
現地通貨で仕事ができるようになるのであれば喜
ばしいことだと思っております。
もう一点、支援手法の多様化の中で、J B I C
によるイスラム金融の手法を用いた支援が可能に
なるといふことだござります。イスラム金融と言
われても、私なども余りぴんとくるわけではない
んですけれども、イスラム教の教義で利息を取り
取引が禁止されているといふことを聞いておりま
す。そういう中で、イスラム金融の規模とい
うのは非常に大きいと思つております、更に拡大
していくであろうと思われます。
J B I Cさんとして、具体的に今後どういった
地域でこのイスラム金融の手法を用いた支援とい
うものができるようになるとお考えなのでしょ

○参考人(渡辺博史君) お答えを申し上げます。
委員御指摘のように、イスラム金融というのがある意味で話題になつてゐるわけであります。ただ、イスラム教の国が全てそれをやつていては、うわけではございませんで、例えば湾岸でも、割合熱心にやつてゐるのはクウェートあるいはバーレーンといった国で、私が知る限りにおいて、サウジアラビアとかU.A.Eは多少そこについてはケールな感じがしております。

それから、アジアの中では、インドネシアは余り熱心ではありませんけれども、マレーシアがそれについて非常に積極的にやりまして、あと、イスラム国ではないんですが、マレーシアの隣にありますシンガポールがやつぱりアジアの金融市場としてそこを引いていきたいと、こういつたところがメーンになつてゐるところであります。

国によつてはそういうイスラム系の金融の方が資金が潤沢になつて、したがつて、そこから出てくる資金の方が、利回りといいますか、御指摘のように利息という概念がないので、今回法律の中でも利息と同様の経済的性質を有するものという条項を入れさせていただいたわけであります。そういう国においては、そういう利息に類するものの方がいわゆる利回りが低いので、そういうものを入れた方がいいという事業者がいた場合には、それと一緒に仕事をするときに、片つ方は通常の金利、片つ方はイスラムの利息等、あるいは配当というわけにはいきないので、そこを一緒にやるということができるようになります。が今回の改正の趣旨でありますので、今申し上げたような国のところでプロジェクトが出てくれば、それを使ってファイナンスをしていきたいと、そういうふうに考えております。

○中山恭子君 各地でいろんな手段、手法があるわけでござりますので、それに対応できるような体制をつくるべくということは非常に重要であろうと考えておりますので、今回こういったものが入ってきたことは喜ばしいと考えておりま

す。

最後に、麻生大臣に、同じ二〇一五年の日本再興戦略の中で、質の高いインフラパートナーシップを支える四本柱の第二の柱としてADBと連携していくことがうたわれております。また、来年、横浜でADB総会が開催されます。ADBとの連携強化をはつきり打ち出していくことが肝要であると考えておりますが、この点についての御見解をいただけたらと思います。

○國務大臣(麻生太郎君) これは御存じのように、ADBは来年で五十年、日本が音頭を取つて始まして、中国と違つて、AIBは自分で言つて、自分で締裁出して、中国でつくるなんてことはしないで、日本は、締裁は取りましたけれども場所はきちっとフィリピン・マニラということです、五十年やらせていただいて、その信用は極めて大きなものになつてきましたと思つております。

したがいまして、このADBとの連携を更に強化していくといふ方針を出しておりますけれども、具体的には、質の高いインフラパートナーシップというものをを目指しております。民間セクターにおきますインフラ投資というものを推進をしていくために、ADBの中に新たに信託基金と共同インフラ整備を促進するため、JICA等から五年間で最大十五億ドルを目標に投融资をしていくことにいたしておりまして、本年三月に既に信託基金を創設いたしております。また、ADBが途上国への長期支援計画を策定いたしまして、政府向けの技術協力とか融資を協調して、今後五年間でADBとJICAと合わせて百億ドルを目標に融資する方針を立てております。

さらに、こうした取組による質の高いインフラ投資を円滑に実施するために、ADBとの間で来年実施をされます、ADBの資本の統合に伴います融資量の拡大によりまして地域のインフラ事業に効果的に対応していくこと、また、ADBの案

件の質を高めるためにいわゆる調達制度の改革をいたしませんと、かなり厳し過ぎるというか、か

なり日本のスタンダードになり過ぎているところがありますので、そういうところも改革を推進することについて今議論を進めさせていただいているところです。

○中山恭子君 ありがとうございました。

○委員長(大家敏志君) 他に御発言もないようで終わります。

件の質を高めるためにいわゆる調達制度の改革をいたしましたと、かなり厳し過ぎるというか、かなり日本のスタンダードになり過ぎているところがありますので、これを許します。大久保勉君。

○大久保勉君 私は、ただいま可決されました株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案に對し、自由民主党、民進党・新緑風会、公明党、日本のころを大切にする党及び新党改革・無所属の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

○大門実紀史君 反対の討論を行います。

この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、長浜博行君が委員を辞任され、その補欠として大塚耕平君が選任されました。

○委員長(大家敏志君) この際、委員の異動につ

いて御報告いたします。

本日、長浜博行君が委員を辞任され、その補欠として大塚耕平君が選任されました。

○委員長(大家敏志君) これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○大門実紀史君 反対の討論を行います。

本法案は、自己資金の豊富な大企業への不必要

な融資が促進されるなどの問題点がありますが、

何より今、特にアジアで進んでいるある意味で異

常なインフラ輸出競争の激化の流れにまだ乗り遅れまいとするもので、JIBCを通じて公的資金

を泥沼競争につき込む危険性があります。

以上のお点から、本法案に反対をいたします。

○委員長(大家敏志君) 他に御意見もないよう

ですか、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律

案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(大家敏志君) 多数と認めます。よつ

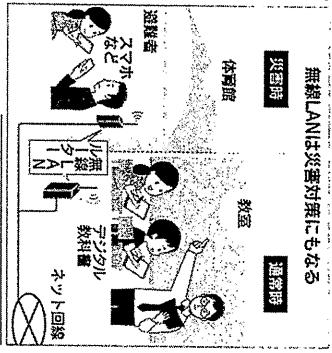
て、大久保君提出の附帯決議案は多數をもつて本

案附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(大久保勉委員資料)

現在、無線LANを用いた費用割補助が実現され、中・高の校舎内に設置された無線LANは、授業対策にもなる。

この請願は、2000年まで全国で普及した無線LANが、主に小学校、中学校、高等学校で導入され、その費用は、国が補助する。また、無線LANを用いた費用割補助が実現され、中・高の校舎内に設置された無線LANは、授業対策にもなる。



電子教科書に対応

小中高に無線「LA」

現在、無線LANが、主に小学校、中学校、高等学校で導入され、その費用は、国が補助する。また、無線LANを用いた費用割補助が実現され、中・高の校舎内に設置された無線LANは、授業対策にもなる。

平成28年5月10日 (火)
参議院財政金融委員会 民進党・新緑風会 大久保勉
出典：日本経渷新聞平成28年5月8日（日）朝刊1面

平成二十八年五月一十一日提出

平成二十八年五月一十四日発行

四月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、消費増税中止、大企業や富裕層の応分の負担で社会保障財源を確保する」とに関する請願(第一五七一號)

二、非営利で共助の精神により運営している自

主共済や制度共済を将来的に保障するための共済法の制定等に関する請願(第一六一七號)

第一五七一號 平成二十八年四月二十一日受理

消費税増税中止、大企業や富裕層の応分の負担で社会保障財源を確保する」とに関する請願

請願者 千葉県富里市 伊東義男 外六百四十団名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第九七〇号と同じである。

第一六一七號 平成二十八年四月二十一日受理
非営利で共助の精神により運営している自主共済や制度共済を将来的に保障するための共済法の制定等に関する請願

請願者 沖縄県那覇市 一般社団法人沖縄県教職員共済会理事長 津波古弘
紹介議員 信 外千十二名

この請願の趣旨は、第五一九号と同じである。